

広島県告示第四百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成三十年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、本郷町善入寺の一部、久井町江木の一部、小泉町の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
府中市	行滕の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、君田町泉吉田の一部、三和町大力谷の一部、廻神町の一部、上志和地町の一部、君田町茂田の一部、吉舎町三玉の一部、東酒屋町の一部、糸井町の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
庄原市	東城町川島・保田の一部、総領町上領家の一部、東城町森・田黒の一部、東城町田黒の一部、総領町中領家の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
東広島市	西条町田口・郷曾の一部、安芸津町木谷の一部、西条町郷曾の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
廿日市市	津田字上花上の一部外、津田字沖横矢の一部外	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
安芸高田市	美土里町本郷の一部、甲田町高田原の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
北広島町	舞綱の一部、川井の一部、大朝の一部、川戸の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
世羅町	田打の一部、青山の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日
神石高原町	田頭の一部、上豊松の一部、安田の一部、草木の一部	交付決定の日、 平成三十一年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部、湯来町大字伏谷の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
庄原市	総領町上領家の一部、東城町森・田黒の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
神石高原町	田頭の一部、上豊松の一部、草木の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
府中町	本町一丁目の一部	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日
海田町	南つくも町地内他	交付決定の日、平成三十一年三月三十一日